

報告第3号

専決処分の報告について（久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例）

久喜市都市計画税条例（平成22年久喜市条例第63号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和4年5月16日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和4年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第22項を附則第23項とし、附則第18項から第21項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第17項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「第9項及び第10項」を「第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第11項の「農地」」を「附則第12項の「農地」」に、「附則第11項の「前年度分の」」を「同項の「前年度分の」」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とし、附則第11項から第14項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加え、同項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。